

土地収用法に基づく事業認定等の申請等について（お知らせ）

当事務所が所掌する下記事業につきましては、既に、一部の関係者の方々と土地等の取得等に向けた話し合いをさせていただいており、引き続き、すべての関係者の方々と同様の話し合いを実施していく予定としております。

また、土地等の取得が困難な場合に備えて、土地収用法に基づく事業認定の申請及び手続保留の申立てを行ってまいりました。しかしながら、申請等書類のうち、事業の施行を予定する土地（字名）の一部に記載漏れがあったため、現在の申請等を取り下げ、改めて事業認定の申請及び手続保留の申立てを行うこととしましたので、お知らせ致します。

今回のお知らせ及び参考資料に関するご質問等は、下記にお問い合わせ下さい。

記

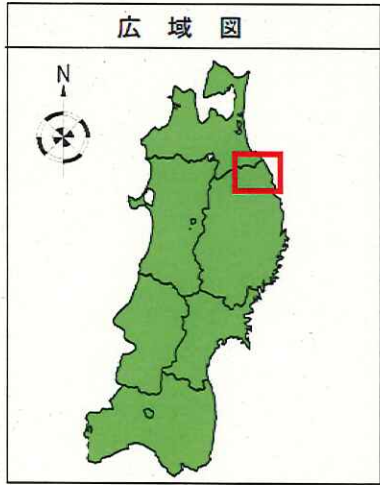
一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事

（三陸沿岸道路のうち、階上インターチェンジから久慈北インターチェンジ（仮称）までの区間が対象となります。別紙図面をご参照下さい。）



【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局
三陸国道事務所 用地第三課
電話 0193-71-1714

三陸沿岸道路 八戸・久慈自動車道



凡例

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | 開通済 |
|  | 事業中 |

↑ 事業認定申請区間
↓ 手続保留区間

参考資料

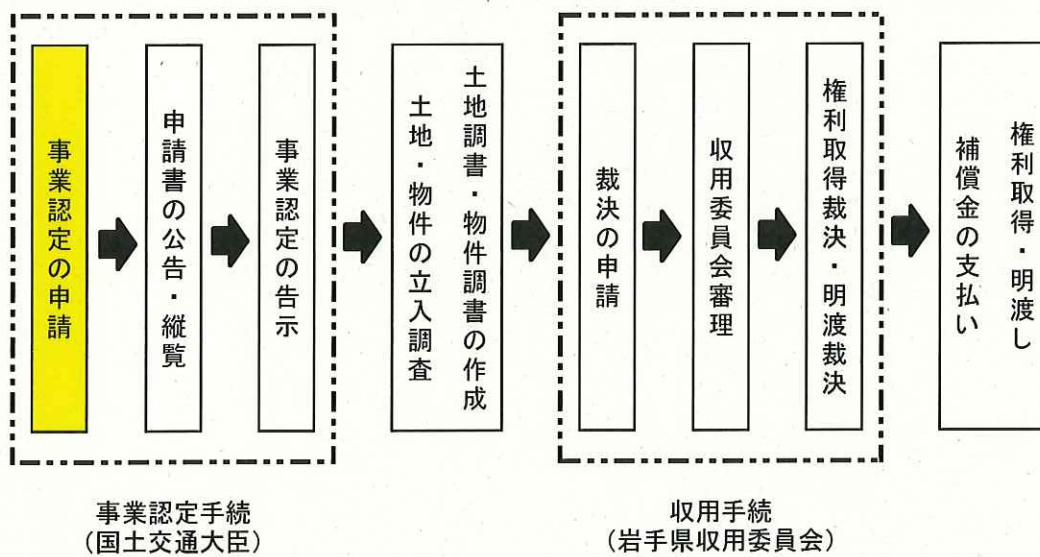
1. 事業認定について

土地収用法の手続は、次の2つの手続に区分されています（下図をご参照下さい。）。

- ① 事業の公益性や必要性などから用地を取得しておりますが、なおかつ、土地収用法に照らしあわせ当該事業がその公益性等に合致しているかを審査し、土地収用法を適用して良いかどうかを判断する手続（事業認定手続）
- ② 事業認定を受けた事業において、土地収用法を適用し個々の土地を取得するにあたって、補償金額の適正などを判断する手続（収用裁決手続）

今回の手続は、多数相続や行方不明など話し合いによる土地等の取得が困難な事案が生じた場合に備え、それらの解決方法として、土地収用法による解決を図るために、その適用ができるかどうかの判断（事業認定）を受けようとしているものです。

なお、本件事業が、土地収用法を適用できるとの判断（事業認定）を受けた場合でも、引き続き、話し合いでご協力がいただけるように努めて参ります。



2. 手続保留について

土地収用法を適用して土地等を取得しようとする場合、事業認定の告示から1年以内に裁決の申請を行う必要があります。ただし、「手続保留」を受けることで、裁決の申請を事業認定の告示から最長約4年以内に行うことができます。

本件事業のうち、階上インターチェンジから侍浜インターチェンジ（仮称）までの区間については、「手続保留」を受けようとしているものであり、事業認定を受けた場合でも、引き続き、話し合いでご協力がいただけるように努めて参ります。

3. 事業認定申請書の縦覧について

本件事業は、今後、改めて事業認定等の申請等を行いますが、申請等を行うと、申請書等が関係市町村に送付され、2週間縦覧に供されることになります。

本件事業の事業認定について利害関係を有する方は、この縦覧期間内に、岩手県知事に意見書を提出することができ、また、国土交通大臣（国土交通省総合政策局総務課）に公聴会を開催すべき旨を請求することができます。

なお、縦覧期間情報については、国土交通省ホームページに掲載されますので、ご確認ください。

（国土交通省ホームページアドレス http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/）

4. 土地収用法における諸手続について

土地収用法における事業認定申請に伴う諸手続については、別紙をご参照下さい（手続の詳細は、関係法令等をご確認下さい。）。

土地収用法における事業認定の申請に伴う諸手続について

事業認定手続
(事業認定庁が
事業の公益性を
判断する手続)

事業認定
の申請

公告・縦覧

審査等
(土地収用法
第20条各号
の事業認定
要件への適
合性を判断)

事業認定
の告示

収用裁決手続
(収用委員会が
補償額等を決定
する手続)

起業者(土地の収用を必要とする国等の事業者)が事業認定庁(※)に申請をします。
※ 例えば、国が起業者の場合には国土交通大臣、都道府県が起業者の場合には国土交通省
地方整備局長等、市町村が起業者の場合には都道府県知事が事業認定庁となります。

市町村長により、起業者の名称、事業の種類、起業地
(収用対象となる土地)が公告され、事業認定申請書等
が公告後2週間縦覧されます。(土地収用法第24条)

公聴会の開催(公聴会の開催請求があった
場合等)

第三者機関の意見聴取(意見書の提出があった
場合等)

- 事業認定をしたときは、官報等で告示されます。
- 事業認定に対する異議申立て(事業認定告示の翌日から30日以内)、取消訴訟の提起(事業認定があったことを知った日から6か月以内)ができます。
- 事業認定の告示後、起業者が各都道府県の収用委員会に裁決を申請することにより、収用裁決手続に移行します。

利害関係人は、公告後2週間の
縦覧期間内に、事業認定庁に
公聴会の開催請求をすることが
できます。(土地収用法第23条、
同法施行規則第4条)

利害関係人は、公告後2週間の
縦覧期間内に都道府県知事
に意見書を提出することができます。
(土地収用法第25条)
意見書には、事業認定に対する
賛否とともに、その理由等を
土地収用法第20条各号が定め
る事業認定の要件に照らして、
できるだけ具体的に記載してく
ださい。なお、事業認定の要件
とは関係がない事項、例えば、
起業者の用地交渉時の態度、
補償金に関すること等を意見書
に記載しても、事業認定の審査
において考慮されないことに留
意する必要があります。

裁決申請

審理等

収用裁決